

岩手県金ヶ崎町（国内 20 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 8 年 2 月 22 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約 56 万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（直立 6 段 4 列、通路 3 本）

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 農場は丘陵の端の高台に位置し、西側は畑と水田が混在し、北と東は樹林地となっていた。また南側 200m はゴルフ場となっていた。
- ② 農場周囲には複数の池が点在しており、南側約 200m の 2 か所の池ではマガモ、カルガモほか合計約 500 羽のカモ類、東側約 1.2km の 2 か所のため池ではマガモのほか合計約 500 羽のカモ類が確認された。また、農場の東側約 1.8km の水田では約 150 羽のオオハクチョウが採食していた。水田は雪解け間もなく、水が溜まっており、カラス類 1 羽が混じって採食しているのが確認された。採食している場所では糞も認められた。さらに、農場南側の森林では 50 羽以上のハシブトガラス、農場上空や周囲では 10 羽以上のトビを確認した。
- ③ 当該農場は、1 つの衛生管理区域からなり、農場出入口は 1 か所である。衛生管理区域内には、第 1 及び第 2 農場と称される 2 つの区画がある。また、第 1 農場は平屋のウインドウレス鶏舎が東西 2 列に配置され、西列には南北方向に 3 棟、東列には南北方向に 4 棟が並んでいた。鶏舎番号は西列北側から 1～3 号、東列北側から 4～7 号とされ、各棟は長軸方向に 2 つに区画されていた。発生があったのは 3 号鶏舎の南側区画であった。発生時、1 号及び 2 号鶏舎は老朽化のため使用しておらず、3 号の北側区画は空舎であり、その他の鶏舎では採卵鶏が飼養されていた。また、第 1 農場内には第 1 農場専用の焼却炉、第 1 農場従業員用事務所、鶏舎内作業用更衣室及び第 2 農場と共通の堆肥製品化施設、GP センターがあった。
- ④ 第 2 農場は、第 1 農場の南西側にあり、4 つの鶏舎、第 2 農場専用の集卵施設、焼却炉及び第 1 農場と共通の堆肥化施設で構成されていた。
- ⑤ 鶏舎の各区画には背中合わせの直立 6 段ケージが 2 山（4 列）あり、1 ケージ当たりの飼養羽数は 7 羽であった。
- ⑥ 入気は平側インレットから天井裏へ導入され、天井の入気口を介して鶏舎内へ入気していた。また、排気は天井に設置された排気ファンからモニターに排気されていた。
- ⑦ 第 1 農場の 4～7 号鶏舎及び第 2 農場の全鶏舎は、入気口に不織布が設置されていたが、発生鶏舎の入気口には、鶏が飼養されている鶏舎で唯一設置されていなかった。
- ⑧ 第 1 農場の集卵ベルトは全長にわたって隙間の無い外壁に覆われ、GP センターへ接続する構造となっていた。集卵ベルト室の内部には大量の断熱材くずとネズミの糞があった。なお、発生鶏舎の集卵ベルトは使用していない 1 号及び 2 号鶏舎内を通過していたが、調査時に同鶏舎は締め切られており中の状況を確認することができなかった。
- ⑨ 第 2 農場の卵は集卵ベルトで集卵施設に集められてから、農場内専用のトラックで GP センターに運ばれるとのこと。

3 通報までの経緯

- ① 発生鶏舎（3.7 万羽飼養、通報時 744 日齢）における通常の死亡羽数は、約 20 羽／日であった。
- ② 2 月 20 日、散在する複数のケージで、それぞれ 2 羽ずつ死亡する異常と死亡羽数の増加が認められたため、家畜保健衛生所へ通報した。同日の発生鶏舎の死亡羽数は

50羽であったとのこと。

- ③ 調査時点では、発生鶏舎の鶏はすでに殺処分されていたが、発生鶏舎以外の飼養鶏にはHPAIを疑う症状は認められなかった。

#### 4 管理人及び従業員

- ① 第1農場と第2農場の従業員は別で、さらに各農場で、鶏舎の飼養管理を行う従業員とGP又は集卵施設従業員に分かれており、これらを兼務することはなかったとのこと。また、これと別に、堆肥化施設及び堆肥製品化施設に従事する従業員が配置されていた。
- ② 鶏舎の飼養管理を行う従業員は、第1農場10名、第2農場11名で構成され、毎日、鶏舎内作業と除糞作業に分かれて従事していた。従業員の休日により代替要員が配置されるため、担当は固定的ではない。また、鶏の日齢等に応じて毎朝作業分担を決定しているとのこと。

#### 5 農場の飼養衛生管理

- ① 第1農場と第2農場で共通である農場出入口には、消毒ゲート及び立入り禁止看板が設置されて、全ての車両が消毒ゲートを通過していた。第1及び第2農場は、鶏糞運搬車両の動線が交差することから、1つの衛生管理区域として設定されている。
- ② 衛生管理区域には、壁やフェンス等の境界はなかった。
- ③ 鶏舎周囲は降雪前の9月～11月に消石灰を散布したとのこと。また、2月10日以降気温が上昇し融雪したため、2月17日に再度消石灰を散布したとのこと。
- ④ 従業員はまず、衛生管理区域外に設置された駐車場に車両を駐車し、消毒ゲート脇の農場入口更衣室において手指の消毒及び衛生管理区域用長靴に履き替え、踏込み消毒を行った後、衛生管理区域へ入場する。この際、手指の洗浄及び衣服の交換は実施しない。
- ⑤ 衛生管理区域へ入場した第1農場の従業員は、徒歩でGPセンター内に設置された第1農場従業員用事務所に向かい、衛生管理区域内専用の作業着及び第1農場用長靴を着用し、手指の洗浄・消毒及び長靴の踏込み消毒を実施する。その後、徒歩で1号鶏舎脇にある鶏舎内作業用更衣室へ移動し防護服を着用するとのこと。農場入口更衣室と第1農場従業員用事務所は動線が一方通行となっており、着脱前後の衣服及び靴は場所を離して保管しているとのこと。
- ⑥ 鶏舎に入らない外来者は、農場入口更衣室で手指の消毒、長靴の交換及び踏込み消毒を行い、農場から配布された防護服を衛生管理区域の入場時に着用する。また、鶏舎内作業を行う外来者は、入場前に駐車場脇の消毒小屋で、農場から配布された防護服及び長靴に履き替え、手指の洗浄及び消毒、長靴の踏込み消毒を行う。その後、車両ゲートまで迎えに来た農場車両に乗車し入場するとのこと。
- ⑦ 従業員が鶏舎へ入場する際は、鶏舎前室において踏込み消毒槽及び石灰槽で消毒後、すのこを用いて鶏舎専用長靴へ履き替えるとともに、手指消毒を実施していた。外来者も、従業員と同じ手順で鶏舎へ入場するとのこと。また、鶏舎内では鶏舎内作業用更衣室から持ち込んだ軍手を着用し、軍手は鶏舎ごと交換しているとのこと。
- ⑧ 発生鶏舎には、鶏舎出入口、平側の中央扉及び裏口が設置されていた。鶏舎内作業を行う従業員は鶏舎出入口のみを使用しており、裏口は死鳥回収及び除糞作業を行う従業員が使用していた。また、鶏舎内作業を行う従業員は、鶏舎間の扉を利用して同一棟内の他鶏舎へ移動していたとのこと。
- ⑨ 除糞作業を行う従業員は、鶏舎内作業用更衣室から鶏舎内作業用の長靴を持ち込み、裏口で履き替え、石灰槽による長靴を消毒して鶏舎に入場していたとのこと。裏口にはすのこは設置されておらず、手指消毒も実施していなかった。
- ⑩ 飼料は閉鎖系で自動給餌されていたが、発生鶏舎の飼料タンク下部に、タンク内で発生したブリッジ（餌の塊、こびりつき）を除去する作業時に生じたと考えられる飼料のこぼれが認められた。

- ⑪ 飼養鶏への給与水は井戸水を汲み上げた後、第1農場南側に設置された貯水槽に貯留し、塩素消毒を施した上で使用しているとのこと。
- ⑫ 通常の日齢ほどで出荷する際は、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行い、オールアウト後に約35日間の空舎期間を設けていた。

## 6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① ケージ下の除糞ベルトの末端側に、駆動時の粉塵発生防止のためのカーテン等は設置されておらず、鶏舎内で糞を介して疾病が拡大しやすい状況であった。また、床面開口部には蓋が設置されていたが、近くでネズミの死体が確認された。
- ② 除糞ベルトは1号鶏舎から3号鶏舎、各鶏舎独立しており、床面開口部から落ちた糞は西側から鶏舎外へ出た後、運搬トラックの荷室上部に直接開口していた。ベルトが鶏舎外に出る部分には覆いが設置されていたが、隙間が認められた。
- ③ 鶏糞は、除糞作業をした従業員が第2農場の堆肥化施設まで運搬するとのこと。
- ④ 堆肥化施設に運搬された鶏糞は、堆肥化施設の従業員により、コンポストで堆肥化され密閉平置き施設で静置された後、第1農場の堆肥製品化施設で袋詰め等を行い製品化しているとのこと。また、堆肥化施設は、半密閉型の構造であり、開放可能部には防鳥ネットを設置しているとのこと。
- ⑤ 死亡鶏は鶏舎裏口に集め、その後、鶏舎内作業を行う従業員が鶏舎裏口から搬出して軽トラックの荷台へ積み込み、第1農場の焼却炉で焼却するとのこと。なお、死亡鶏回収時には、従業員は扉越しに回収を行い、鶏舎内には立ち入らなかったとのこと。
- ⑥ 鶏舎内とGPセンターで集められた廃棄卵は、密閉容器に入れ運搬し、堆肥化施設のコンポストで鶏糞に混ぜて堆肥化しており、野鳥を誘引する状況にはないとのこと。

## 7 野鳥・野生動物対策

- ① 発生鶏舎のインレットの外側には網目約2cmの網及びカーテンが取り付けられていた。排気ファンの上部には、稼働時は電動で開き、停止時に閉鎖するルーバーが設置されているとのこと。
- ② 鶏舎の排水管は、鶏舎内側でモルタルにより閉鎖されていた。
- ③ ネズミ対策について業者と契約しており、殺鼠剤の散布とトラップの設置を行っているとのこと。月2回業者による駆除作業が行われ、第1農場で1,500~1,600匹/月が捕獲されるとのこと。調査時にも、天井裏、バーコンベア付近から複数のネズミの鳴き声が聞こえ、天井裏にはネズミの糞及び断熱材カスが大量に認められ、複数のネズミの死体が確認された。また、鶏舎内においても、複数のネズミの死体が確認された。なお、第2農場にも第1農場ほどではないが、多少ネズミが生息していたとのこと。
- ④ 野鳥対策として、堆肥化施設にレーザー、爆音機、カラスの鳴き声を出す装置を設置しており、カモには効果が認められているとのこと。一方、カラスは農場敷地内に多数飛来することがあるとのこと。
- ⑤ 近隣で猫が多数飼育されており、衛生管理区域内に猫が侵入するとのこと。その他、キツネ、タヌキ、イタチを目撃するが、いずれも鶏舎内には侵入していないとのこと。

(以上)